

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 20 日

学校法人 東京薬科大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 東京薬科大学

常任監事 原 博



監 事 土屋 明美



私たちは、学校法人東京薬科大学の監事として、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人東京薬科大学旧寄附行為（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 17 条第 1 項の規定に基づいて、同学校法人の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人東京薬科大学の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席するほか、理事等から直接業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（東陽監査法人）と連携し、財産目録及び各計算書類について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- （1）学校法人東京薬科大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- （2）計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上